

平成26年12月議会

議案説明資料

	ページ
1. 補正予算案	
(1) 一般会計	
議案第206号 平成26年度福岡市一般会計補正予算案（第4号）	…… 1
(2) 後期高齢者医療特別会計	
議案第207号 平成26年度福岡市後期高齢者医療特別会計補正予算案（第1号）	……11
(3) 国民健康保険事業特別会計	
議案第208号 平成26年度福岡市国民健康保険事業特別会計補正予算案（第1号）	……13
(4) 介護保険事業特別会計	
議案第209号 平成26年度福岡市介護保険事業特別会計補正予算案（第1号）	……15
2. 条例案	
議案第223号 福岡市国民健康保険条例の一部を改正する条例案	……19
3. 一般議案	
議案第237号 福岡市立急患診療センター等に係る指定管理者の指定について	……21
議案第238号 福岡市立玄界診療所に係る指定管理者の指定について	……22
議案第239号 福岡市立能古診療所に係る指定管理者の指定について	……25
議案第240号 福岡市葬祭場に係る指定管理者の指定について	……28
議案第229号 福岡市立ももち福祉プラザに係る指定管理者の指定について	……31
議案第230号 福岡市立心身障がい福祉センターに係る指定管理者の指定について	……33
議案第232号 福岡市立早良障がい者フレンドホームに係る指定管理者の指定について	……36
議案第233号 福岡市立西障がい者フレンドホームに係る指定管理者の指定について	……38
議案第234号 福岡市立障がい者スポーツセンターに係る指定管理者の指定について	……40

保 健 福 祉 局

1. 補正予算案

(1) 一般会計

議案第206号 平成26年度福岡市一般会計補正予算案 (第4号)

総括

歳入

(△印 減、単位:千円)

款	補正前の額	補正額	合計
(22) 諸収入	2,784,354	2,357	2,786,711
その他(本補正外)	97,950,235	—	97,950,235
歳入合計	100,734,589	2,357	100,736,946

歳出

款	補正前の額	補正額	補正額の
			特定財源
(4) 保健福祉費	197,056,573	△ 315,171	2,357
その他(本補正外)	4,764,479	—	—
歳出合計	201,821,052	△ 315,171	2,357

(△印 減、単位:千円)

財源内訳	合 計	補正後の財源内訳	
		特定財源	一般財源
一般財源			
△ 317,528	196,741,402	99,312,182	97,429,220
—	4,764,479	1,424,764	3,339,715
△ 317,528	201,505,881	100,736,946	100,768,935

一般会計

(歳出)

予算案 説明書 の掲載 ページ	款	項	目	補正前の額	補正額	計
P16 } P19	4 保健福祉費	1 社会福祉費	1 社会福祉 総務費	3,655,021	△ 32,536 [関連歳入 (22) 諸収入 529]	3,622,485
P18 } P19			2 国民年金費	352,237	△ 9,788 [関連歳入 (22) 諸収入 1,104]	342,449
P18 } P19			3 国民健康 保険費	17,598,910	△ 60,461	17,538,449

説 明

1. 給与費等の減額 △ 36,289

給与改定等による減額

区 分	補正前の額	補正額	計
給料	630,157	△ 31,711	598,446
職員手当等	608,691	2,637	611,328
共済費	212,321	△ 7,215	205,106
計	1,451,169	△ 36,289	1,414,880

2. その他の経費の追加 3,753

平成27年度より施行される生活困窮者自立支援法に基づく支援開始準備による生活困窮者自立支援制度の追加

区 分	補正前の額	補正額	計
委託料	131,093	3,753	134,846
その他の経費(本補正外)	193,654	—	193,654
計	324,747	3,753	328,500

給与費等の減額

給与改定等による減額

区 分	補正前の額	補正額	計
給料	116,827	△ 4,601	112,226
職員手当等	71,345	△ 5,702	65,643
共済費	38,776	515	39,291
計	226,948	△ 9,788	217,160

国民健康保険事業特別会計への繰出金の減額

一般会計

(歳出)

予算案 説明書 の掲載 ページ	款	項	目	補正前の額	補正額	計
P18 } P21		2 保健衛生費	1 保健衛生 総務費	5,920,322	△ 25,482 [関連歳入 (22) 諸収入 △ 45]	5,894,840
P20 } P21			7 保健所費	2,521,069	△ 11,449 [関連歳入 (22) 諸収入 △ 79]	2,509,620
P20 } P21		3 高齢福祉費	1 高齢福祉 総務費	17,773,963	△ 7,617 [関連歳入 (22) 諸収入 536]	17,766,346
P22 } P23			2 後期高齢者 医療費	3,310,654	△ 24,449	3,286,205

説 明

給与費等の減額

給与改定等による減額

区 分	補正前の額	補正額	計
給料	539,188	△ 18,685	520,503
職員手当等	389,718	△ 3,696	386,022
共済費	179,290	△ 3,101	176,189
計	1,108,196	△ 25,482	1,082,714

給与費等の減額

給与改定等による減額

区 分	補正前の額	補正額	計
給料	1,130,941	△ 30,646	1,100,295
職員手当等	742,323	18,063	760,386
共済費	375,068	1,134	376,202
計	2,248,332	△ 11,449	2,236,883

給与費等の減額

給与改定等による減額

区 分	補正前の額	補正額	計
給料	242,443	△ 6,855	235,588
職員手当等	156,540	△ 1,538	155,002
共済費	75,615	776	76,391
計	474,598	△ 7,617	466,981

後期高齢者医療特別会計への繰出金の減額

一般会計

(歳出)

予算案 説明書 の掲載 ページ	款	項	目	補正前の額	補正額	計
P22 ↳ P23			3 養 護 老 人 ホ ー ム 費	295,075	△ 11,480 [関連歳入 (22) 諸収入 △ 13]	283,595
P22 ↳ P23			4 介 護 保 険 費	13,087,149	29,437	13,116,586
P22 ↳ P25		4 障 が い 福 祉 費	1 障 が い 保 健 福 祉 費	36,751,041	△ 13,665 [関連歳入 (22) 諸収入 767]	36,737,376
P24 ↳ P25		5 生 活 保 護 費	1 生 活 保 護 総 務 費	3,050,218	△ 149,390 [関連歳入 (22) 諸収入 △ 438]	2,900,828

説 明

給与費等の減額

給与改定等による減額

区 分	補正前の額	補正額	計
給料	88,040	△ 9,159	78,881
職員手当等	63,329	180	63,509
共済費	29,020	△ 2,501	26,519
計	180,389	△ 11,480	168,909

介護保険事業特別会計への繰出金の追加

給与費等の減額

給与改定等による減額

区 分	補正前の額	補正額	計
給料	323,826	△ 13,925	309,901
職員手当等	205,073	△ 576	204,497
共済費	101,331	836	102,167
計	630,230	△ 13,665	616,565

給与費等の減額

給与改定等による減額

区 分	補正前の額	補正額	計
給料	1,428,195	△ 88,886	1,339,309
職員手当等	967,866	△ 37,091	930,775
共済費	490,649	△ 23,413	467,236
計	2,886,710	△ 149,390	2,737,320

一般会計

(歳出)

予算案 説明書 の掲載 ページ	款	項	目	補正前の額	補正額	計
P24 ↳ P25			3 救 護 ホ ー ム 費	120,672	1,709 [関連歳入 (22) 諸収入 △ 4]	122,381
その他(本補正外)				97,384,721	—	97,384,721
歳 出 合 計				201,821,052	△ 315,171	201,505,881

説 明

給与費等の追加

給与改定等による追加

区 分	補正前の額	補正額	計
給料	33,232	△ 183	33,049
職員手当等	25,975	1,624	27,599
共済費	10,955	268	11,223
計	70,162	1,709	71,871

(2) 後期高齢者医療特別会計

議案第207号 平成26年度福岡市後期高齢者医療特別会計補正予算案（第1号）

(歳入)

予算案 説明書 の掲載 ページ	款	項	目	補正前の額	補正額	計
P66	3 繰入金	1 一般会計 繰入金	1 一般会計 繰入金	3,310,654	△ 24,449	3,286,205
その他(本補正外)				13,129,978	—	13,129,978
歳入合計				16,440,632	△ 24,449	16,416,183

(歳出)

予算案 説明書 の掲載 ページ	款	項	目	補正前の額	補正額	計
P68 、 P69	1 総務費	1 総務費	1 総務費	317,749	△ 24,449	293,300
その他(本補正外)				16,122,883	—	16,122,883
歳出合計				16,440,632	△ 24,449	16,416,183

(△印 減、単位:千円)

説 明
一般会計からの繰入金の減額

(△印 減、単位:千円)

説 明																				
給与費等の減額																				
給与改定等による減額																				
<table border="1"><thead><tr><th style="text-align: center;">区 分</th><th style="text-align: center;">補正前の額</th><th style="text-align: center;">補正額</th><th style="text-align: center;">計</th></tr></thead><tbody><tr><td>給料</td><td style="text-align: right;">119,235</td><td style="text-align: right;">△ 15,694</td><td style="text-align: right;">103,541</td></tr><tr><td>職員手当等</td><td style="text-align: right;">75,166</td><td style="text-align: right;">△ 7,025</td><td style="text-align: right;">68,141</td></tr><tr><td>共済費</td><td style="text-align: right;">39,325</td><td style="text-align: right;">△ 1,730</td><td style="text-align: right;">37,595</td></tr><tr><td style="text-align: center;">計</td><td style="text-align: right;">233,726</td><td style="text-align: right;">△ 24,449</td><td style="text-align: right;">209,277</td></tr></tbody></table>	区 分	補正前の額	補正額	計	給料	119,235	△ 15,694	103,541	職員手当等	75,166	△ 7,025	68,141	共済費	39,325	△ 1,730	37,595	計	233,726	△ 24,449	209,277
区 分	補正前の額	補正額	計																	
給料	119,235	△ 15,694	103,541																	
職員手当等	75,166	△ 7,025	68,141																	
共済費	39,325	△ 1,730	37,595																	
計	233,726	△ 24,449	209,277																	

(3) 国民健康保険事業特別会計

議案第208号 平成26年度福岡市国民健康保険事業特別会計補正予算案 (第1号)

(歳入)

予算案 説明書 の掲載 ページ	款	項	目	補正前の額	補正額	計
P73	8 繰入金	1 一般会計 繰入金	1 一般会計 繰入金	17,598,910	△ 60,461	17,538,449
その他(本補正外)				128,922,548	—	128,922,548
歳入合計				146,521,458	△ 60,461	146,460,997

(歳出)

予算案 説明書 の掲載 ページ	款	項	目	補正前の額	補正額	計
P74 、 P75	1 総務費	1 総務管理費	1 一般管理費	1,751,615	△ 60,461	1,691,154
その他(本補正外)				144,769,843	—	144,769,843
歳出合計				146,521,458	△ 60,461	146,460,997

(△印 減、単位:千円)

説 明
一般会計からの繰入金の減額

(△印 減、単位:千円)

説 明																				
給与費等の減額																				
給与改定等による減額																				
<table border="1"><thead><tr><th style="text-align: center;">区 分</th><th style="text-align: center;">補正前の額</th><th style="text-align: center;">補正額</th><th style="text-align: center;">計</th></tr></thead><tbody><tr><td>給料</td><td style="text-align: right;">543,052</td><td style="text-align: right;">△ 37,890</td><td style="text-align: right;">505,162</td></tr><tr><td>職員手当等</td><td style="text-align: right;">359,390</td><td style="text-align: right;">△ 14,449</td><td style="text-align: right;">344,941</td></tr><tr><td>共済費</td><td style="text-align: right;">180,373</td><td style="text-align: right;">△ 8,122</td><td style="text-align: right;">172,251</td></tr><tr><td style="text-align: center;">計</td><td style="text-align: right;">1,082,815</td><td style="text-align: right;">△ 60,461</td><td style="text-align: right;">1,022,354</td></tr></tbody></table>	区 分	補正前の額	補正額	計	給料	543,052	△ 37,890	505,162	職員手当等	359,390	△ 14,449	344,941	共済費	180,373	△ 8,122	172,251	計	1,082,815	△ 60,461	1,022,354
区 分	補正前の額	補正額	計																	
給料	543,052	△ 37,890	505,162																	
職員手当等	359,390	△ 14,449	344,941																	
共済費	180,373	△ 8,122	172,251																	
計	1,082,815	△ 60,461	1,022,354																	

(4) 介護保険事業特別会計

議案第209号 平成26年度福岡市介護保険事業特別会計補正予算案（第1号）

(歳入)

予算案 説明書 の掲載 ページ	款	項	目	補正前の額	補正額	計
P78	3 国庫支出金	2 国庫補助金	3 介護保険 事業費 補助金	13,230	4,803	18,033
P78	7 繰入金	1 一般会計 繰入金	1 一般会計 繰入金	13,087,149	29,437	13,116,586
その他(本補正外)				76,525,117	—	76,525,117
歳入合計				89,625,496	34,240	89,659,736

(△印 減、単位:千円)

説 明
介護保険法改正に伴うシステム改修経費に対する補助金の追加
一般会計からの繰入金の追加

介護保険事業特別会計

(歳出)

予算案 説明書 の掲載 ページ	款	項	目	補正前の額	補正額	計
P80 ↳ P81	1 総務費	1 総務管理費	1 一般管理費	2,166,909	34,240	2,201,149
					<div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 5px;"> 関連歳入 (3) 国庫支出金 4,803 (7) 繰入金 29,437 </div>	
その他(本補正外)				87,458,587	—	87,458,587
歳出合計				89,625,496	34,240	89,659,736

(△印 減、単位:千円)

説 明

1. 給与費等の減額

給与改定等による減額

区 分	補正前の額	補正額	計
給料	402,836	△ 18,358	384,478
職員手当等	259,458	△ 4,480	254,978
共済費	134,266	△ 3,462	130,804
計	796,560	△ 26,300	770,260

2. 一般管理費の追加

介護保険法改正への対応による保健福祉総合システム改修経費の追加

区 分	補正前の額	補正額	計
委託料	291,678	60,540	352,218
その他の経費(本補正外)	1,078,671	—	1,078,671
計	1,370,349	60,540	1,430,889

2. 条例案

議案第 2 2 3 号

福岡市国民健康保険条例の一部を改正する条例案

1. 改正理由

健康保険法施行令の一部改正により、福岡市民の大半を占める被用者保険の被保険者を対象に出産育児一時金の支給額が現行の 390,000 円から 404,000 円へ引き上げられることに伴い、被用者保険と国民健康保険間の整合性を図るため、福岡市国民健康保険条例についても同様の改正を行うもの。

なお、福岡市国民健康保険運営協議会から、404,000 円に引き上げることが適当であるとの答申が行われている。

2. 改正内容

出産育児一時金の支給額（出生児一人あたり）

	現行	改正後	備考
支給基準額	390,000円	404,000円	条例改正議案
加算基準額(※)	30,000円	16,000円	規則改正予定
計	420,000円	420,000円	

※産科医療補償制度に加入する分娩機関で出産した場合に加算される額

※福岡市国民健康保険条例施行規則において、30,000 円から 16,000 円へ改正するもの。

3. 施行期日及び適用区分

(施行期日)

平成 27 年 1 月 1 日

(適用区分)

この条例による改正後の福岡市国民健康保険条例第 7 条の規定は、この条例の施行の日以後に生じた出産に係る保険給付について適用し、同日前に生じた出産に係る保険給付については、なお従前の例による。

〈参考：健康保険法施行令の改正内容〉

(1) 改正内容

現 行 390,000 円 (420,000 円※)

改正後 404,000 円 (420,000 円※)

※産科医療補償制度に加入する分娩機関で出産した場合

(2) 施行期日

平成 27 年 1 月 1 日

【参考】福岡市国民健康保険条例新旧対照表

※下線部分が改正部分

現 行	改 正 後
<p>(出産育児一時金)</p> <p>第7条 被保険者が出産したときは、その者の属する世帯の世帯主に対し、出産育児一時金として<u>390,000円</u>を支給する。ただし、市長が必要があると認めるときは、健康保険法施行令（大正15年勅令第243号）第36条の規定を参酌して規則で定めるところにより、この額に30,000円を上限として加算した額を支給するものとする。</p> <p>2 略</p>	<p>(出産育児一時金)</p> <p>第7条 被保険者が出産したときは、その者の属する世帯の世帯主に対し、出産育児一時金として<u>404,000円</u>を支給する。ただし、市長が必要があると認めるときは、健康保険法施行令（大正15年勅令第243号）第36条の規定を参酌して規則で定めるところにより、この額に30,000円を上限として加算した額を支給するものとする。</p> <p>2 略</p> <p>附則</p> <p><u>(施行期日)</u></p> <p>1 <u>この条例は、平成27年1月1日から施行する。</u></p> <p><u>(適用区分)</u></p> <p>2 <u>この条例による改正後の福岡市国民健康保険条例第7条の規定は、この条例の施行の日以後に生じた出産に係る保険給付について適用し、同日前に生じた出産に係る保険給付については、なお従前の例による。</u></p>

3. 一般議案

議案第237号

福岡市立急患診療センター等に係る指定管理者の指定について

1 議案提出の理由

本市が設置する福岡市立急患診療センター等の管理を行わせる指定管理者を指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものである。

2 議案の内容

(1) 指定管理者に管理を行わせる公の施設

福岡市立急患診療センター、福岡市立東急患診療所、福岡市立博多急患診療所、福岡市立南急患診療所、福岡市立城南急患診療所及び福岡市立西急患診療所

(2) 指定管理者に指定する者

一般社団法人 福岡市医師会

(3) 指定する期間

平成27年4月1日から平成32年3月31日まで

3 選定の概要

(1) 業務の内容

急患診療センター等における診療、使用料及び手数料の徴収、施設、附属設備等の維持及び修繕等に関する業務。

(2) 指定管理者選定の理由

民間医療機関の休診等により市民の診療機会が制限される平日夜間、休日、盆及び年末年始において、救急患者への適切な医療を提供するためには、専門的医療知識や技能を有した多岐にわたる診療科の医師をはじめ、多数の従事者を確保する必要がある。

一般社団法人福岡市医師会では、そのネットワークを活用して、各医療機関等による派遣協力体制が整備されており、昨今の医療従事者の確保が困難な状況の中で、この条件を満たす団体は他にいないため、指定管理者の候補者とするもの。

(3) 福岡市保健医療施設指定管理者選定委員会

委員5名

- ・[学識経験者] 竹中 賢治 (地方独立行政法人福岡市立病院機構理事長)
- 神坂 登世子 (国際医療福祉大学福岡看護学部・大学院教授)
- 村中 光 (独立行政法人国立病院機構九州医療センター院長)
- ・[公認会計士] 栗原 英雄 (エスペランサ税理士法人藤本公認会計士事務所)
- ・[地域代表者] 亀岡 正茂 (福岡市衛生連合会会長)

(4) 選定経過

- ・第1回選定委員会 平成26年8月11日 (非公募により選定することを決定)
- ・第3回選定委員会 平成26年11月21日 (申請書類審査、指定管理者候補者の選定)

議案第238号

福岡市立玄界診療所に係る指定管理者の指定について

1 議案提出の理由

本市が設置する福岡市立玄界診療所の管理を行わせる指定管理者を指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものである。

2 議案の内容

- (1) 指定管理者に管理を行わせる公の施設
福岡市立玄界診療所
- (2) 指定管理者に指定する者
一般社団法人 福岡市医師会
- (3) 指定する期間
平成27年4月1日から平成32年3月31日まで

3 公募及び選定の概要

- (1) 業務の内容
診療所における診療、使用料及び手数料の徴収、施設、附属設備等の維持及び修繕等に関する業務。
- (2) 応募資格
法人その他の団体
- (3) 応募者
1団体
・一般社団法人 福岡市医師会
- (4) 福岡市保健医療施設指定管理者選定委員会
委員5名
 - ・[学識経験者] 竹中 賢治 (地方独立行政法人福岡市立病院機構理事長)
 - 神坂 登世子 (国際医療福祉大学福岡看護学部・大学院教授)
 - 村中 光 (独立行政法人国立病院機構九州医療センター院長)
 - ・[公認会計士] 栗原 英雄 (エスペランサ税理士法人藤本公認会計士事務所)
 - ・[地域代表者] 亀岡 正茂 (福岡市衛生連合会会長)
- (5) 募集・選定経過
 - ・第1回選定委員会 平成26年8月11日 (募集要項及び選定基準決定)
 - ・募集要項配付期間 平成26年8月18日から平成26年9月5日まで
 - ・応募受付期間 平成26年9月11日から平成26年9月18日まで
 - ・第2回選定委員会 平成26年10月2日 (応募者ヒアリング, 委員による審査)
- (6) 委託料の上限額
平成27年度：70,645千円

4 選定結果

(1) 審査項目, 審査基準

審査項目	配点 (100点満点)	審査の主な観点
A 市民の正当かつ公平な利用が確保されていること	15点	<ul style="list-style-type: none"> ・島しょ診療所の設置目的を理解している。 ・利用者である住民への理解や配慮をする取り組み姿勢がみられる。 ・診療所の管理運営へ向けての意欲があり、管理の準備を考えている。
B 診療所の効用を十分発揮せるとともに、その管理に要する経費の削減が図られていること	35点	<ul style="list-style-type: none"> ・患者サービスの向上策を考えている。 ・住民ニーズを把握した実現性の高い事業計画を考えている。 ・収支予算書が妥当であり、経費削減のための工夫がなされている。
C 診療所の管理運営をするために必要な経済的基礎及びこれを的確に遂行するために必要なその他の能力が十分であること	40点	<ul style="list-style-type: none"> ・経済的な安定性, 信頼性がみられる。 ・管理運営に必要な職員の採用や配置, 研修を計画している。 ・施設の維持管理の対応を考えている。 ・事故や災害時の対応を考えている。 ・個人情報保護と管理対策, 苦情処理の対応を考えている。
D その他	10点	<ul style="list-style-type: none"> ・他の施設や地域住民との連携への取り組み姿勢がみられる。 ・福岡市若しくは福岡都市圏に事業所がある。 ・地場中小企業や福岡市関係団体への配慮がみられる。

(2) 審査結果

審査項目	配点 (100点満点×5人)	標準点 (61点×5人)	得点 〔一般社団法人 福岡市医師会〕
A	75点 (15点×5人)	45点 (9点×5人)	72点
B	175点 (35点×5人)	110点 (22点×5人)	136点
C	200点 (40点×5人)	120点 (24点×5人)	182点
D	50点 (10点×5人)	30点 (6点×5人)	46点
合計 (得点率)	500点 (100%)	305点 (61%)	436点 (87.2%)

(3) 選定理由

上記の審査結果及び、下記の理由により、一般社団法人福岡市医師会を指定管理者の候補者として選定したものである。

- ・ 島しょ診療所の設置目的を理解しており、経験と実績を活かした業務遂行が可能である。
- ・ 医師や看護師等医療従事者の安定的な配置に努めており、住民の健康保持・増進のために必要な医療を提供できる能力を十分に有している。

議案第239号

福岡市立能古診療所に係る指定管理者の指定について

1 議案提出の理由

本市が設置する福岡市立能古診療所の管理を行わせる指定管理者を指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものである。

2 議案の内容

- (1) 指定管理者に管理を行わせる公の施設
福岡市立能古診療所
- (2) 指定管理者に指定する者
一般社団法人 福岡市医師会
- (3) 指定する期間
平成27年4月1日から平成32年3月31日まで

3 公募及び選定の概要

- (1) 業務の内容
診療所における診療，使用料及び手数料の徴収，施設，附属設備等の維持及び修繕等に関する業務。
- (2) 応募資格
法人その他の団体
- (3) 応募者
1団体
・一般社団法人 福岡市医師会
- (4) 福岡市保健医療施設指定管理者選定委員会
委員5名
 - ・[学識経験者] 竹中 賢治 (地方独立行政法人福岡市立病院機構理事長)
 - 神坂 登世子 (国際医療福祉大学福岡看護学部・大学院教授)
 - 村中 光 (独立行政法人国立病院機構九州医療センター院長)
 - ・[公認会計士] 栗原 英雄 (エスペランサ税理士法人藤本公認会計士事務所)
 - ・[地域代表者] 亀岡 正茂 (福岡市衛生連合会会長)
- (5) 募集・選定経過
 - ・第1回選定委員会 平成26年8月11日 (募集要項及び選定基準決定)
 - ・募集要項配付期間 平成26年8月18日から平成26年9月5日まで
 - ・応募受付期間 平成26年9月11日から平成26年9月18日まで
 - ・第2回選定委員会 平成26年10月2日 (応募者ヒアリング，委員による審査)
- (6) 委託料の上限額
平成27年度：65,311千円

4 選定結果

(1) 審査項目, 審査基準

審査項目	配点 (100点満点)	審査の主な観点
A 市民の正当かつ公平な利用が確保されていること	15点	<ul style="list-style-type: none"> ・島しょ診療所の設置目的を理解している。 ・利用者である住民への理解や配慮をする取り組み姿勢がみられる。 ・診療所の管理運営へ向けての意欲があり、管理の準備を考えている。
B 診療所の効用を十分発揮せるとともに、その管理に要する経費の縮減が図られていること	35点	<ul style="list-style-type: none"> ・患者サービスの向上策を考えている。 ・住民ニーズを把握した実現性の高い事業計画を考えている。 ・収支予算書が妥当であり、経費削減のための工夫がなされている。
C 診療所の管理運営をするために必要な経済的基礎及びこれを的確に遂行するために必要なその他の能力が十分であること	40点	<ul style="list-style-type: none"> ・経済的な安定性, 信頼性がみられる。 ・管理運営に必要な職員の採用や配置, 研修を計画している。 ・施設の維持管理の対応を考えている。 ・事故や災害時の対応を考えている。 ・個人情報保護と管理対策, 苦情処理の対応を考えている。
D その他	10点	<ul style="list-style-type: none"> ・他の施設や地域住民との連携への取り組み姿勢がみられる。 ・福岡市若しくは福岡都市圏に事業所がある。 ・地場中小企業や福岡市関係団体への配慮がみられる。

(2) 審査結果

審査項目	配点 (100点満点×5人)	標準点 (61点×5人)	得点 〔 一般社団法人 福岡市医師会 〕
A	75点 (15点×5人)	45点 (9点×5人)	70点
B	175点 (35点×5人)	110点 (22点×5人)	136点
C	200点 (40点×5人)	120点 (24点×5人)	184点
D	50点 (10点×5人)	30点 (6点×5人)	44点
合計 (得点率)	500点 (100%)	305点 (61%)	434点 (86.8%)

(3) 選定理由

上記の審査結果及び、下記の理由により、一般社団法人福岡市医師会を指定管理者の候補者として選定したものである。

- ・ 島しょ診療所の設置目的を理解しており、経験と実績を活かした業務遂行が可能である。
- ・ 医師や看護師等医療従事者の安定的な配置に努めており、住民の健康保持・増進のために必要な医療を提供できる能力を十分に有している。

議案第240号

福岡市葬祭場に係る指定管理者の指定について

1 議案提出の理由

本市が設置する福岡市葬祭場の管理を行わせる指定管理者を指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものである。

2 議案の内容

- (1) 指定管理者に管理を行わせる公の施設
福岡市葬祭場
- (2) 指定管理者に指定する者
財団法人 ふくおか環境財団
- (3) 指定する期間
平成27年4月1日から平成32年3月31日まで

3 公募及び選定の概要

- (1) 業務の内容
福岡市火葬施設条例に規定する次の業務
ア 火葬施設における火葬に関する業務
イ 火葬施設の利用（改葬火葬，待合室利用等）許可に関する業務
ウ 火葬施設の使用料（火葬料，改葬火葬料，待合室利用料）の徴収等に関する業務
- (2) 公募の状況
ア 公募の有無 無し
※指定管理者の指定の手続に関するガイドラインにおいて、公募を行わない場合であっても事業計画書等の審査が必要とされていることから、同ガイドラインに基づき、福岡市葬祭場指定管理者選定委員会にて指定管理候補者選定に係る審査を行った。
イ 公募を行わなかった理由
① 福岡市と財団法人ふくおか環境財団は、平成14年2月に葬祭場再整備事業に関する協定書「財団が金融機関から資金調達を行い、葬祭場を建設し、その後市に譲渡するとともに、市は財団に運営を委託する」を締結し、事業を推進してきた経緯があること。
② 葬祭場は、本市唯一の大規模な火葬場であり、これに代わる施設がないことから、継続的・安定的な運営が必要であり、墓地，埋葬等に関する法律においても持続性や非営利性の確保が求められていること。
③ 指定管理者の管理運営全般について、福岡市葬祭場指定管理評価委員会が毎年度実施した評価が良好なこと。
④ 葬祭場周辺の清掃や地域一斉清掃での協力など、地域の要望に誠実に対応し、地域と良好な関係が築けていること
以上のことを総合的に判断したもの。

(3) 福岡市葬祭場指定管理者選定委員会

委員 5 名

- ・ [火葬場等有識者] 田村 和彦 (福岡大学人文学部東アジア地域言語学科准教授)
- ・ [税 理 士] 赤木 保之 (アスモア税理士法人 赤木オフィス)
- ・ [桧原地域関係者] 大神 英章 (桧原葬祭場対策委員会委員長)
- ・ [葬祭場利用者] 執行 洋隆 (天国社 ㈱姪浜会館 本部長)
- ・ [葬祭場利用者] 柴岡 照代 (西日本典礼 ㈱ラック 課長代理)

(4) 選定経過

- ・ 第 1 回選定委員会 平成 26 年 9 月 16 日
(審査基準・方法決定, 施設視察)
- ・ 第 2 回選定委員会 平成 26 年 10 月 9 日
(申請者ヒアリング, 委員による審査, 最終選定)

4 選定結果

(1) 審査項目, 審査基準

審査項目	配点 (100 点満点)	審査の主な観点
A 事業計画及び 収支計画	59 点	<ul style="list-style-type: none">・ 組織, 事業内容, 財務状況等・ 葬祭場の目的やコンセプトの理解・ 平等なサービス及び公平な運営についての認識・ 個人情報保護の認識・ 研修等の職員の資質向上・ 職員配置及び勤務体制・ 緊急時や非常災害時の対策・ 心付けの禁止・ 葬祭場関連施設の適正管理・ 葬祭場周辺住民との関係構築
B 管理運営経費	14 点	<ul style="list-style-type: none">・ 経費削減に向けた取り組みの内容・ 業務を再委託する場合の基準や範囲の明確化
C 施設・設備管理	12 点	<ul style="list-style-type: none">・ 施設の能力を最大限発揮するための管理方針・ メンテナンス計画の利用者の利便性への配慮・ 設備機器の管理に対する体制・意識・資質
D 付加評価項目	15 点	<ul style="list-style-type: none">・ 社会や地域への貢献・ 過去の指定管理期間中の指定管理者としての評価

(2) 審査結果

審査項目	配点	得点 (委員の平均点)
A	59 点	50.2 点
B	14 点	10.4 点
C	12 点	9.6 点
D	15 点	13.2 点
合計 (得点率)	100 点	83.4 点 (83.4%)

(3) 選定理由

上記審査結果及び、下記の理由により、財団法人ふくおか環境財団を指定管理者の候補者として選定したものである。

- ・申請者から提出された事業計画書等について、選定委員会にて総合的に評価・審査した結果、良好な結果を得ていること。
- ・公募を行わなかった理由に示すとおり、葬祭場指定管理者に財団法人ふくおか環境財団を選定することが適切と考えられること。

議案第229号

福岡市立ももち福祉プラザに係る指定管理者の指定について

1 議案提出の理由

本市が設置する福岡市立ももち福祉プラザの管理を行わせる指定管理者を指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものである。

2 議案の内容

- (1) 指定管理者に管理を行わせる公の施設
福岡市立ももち福祉プラザ
- (2) 指定管理者に指定する者
社会福祉法人 福岡市社会福祉事業団
- (3) 指定する期間
平成27年4月1日から平成32年3月31日まで

3 選定の概要

- (1) 業務の内容
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する「就労移行支援」、「就労継続支援（A型、B型）」、「自立訓練（生活訓練）」、「生活介護」、「短期入所」の事業及び地域生活支援事業のうち日中一時支援の事業に関する業務。当該施設本体及び附属設備の維持、修繕等に関する業務。
- (2) 指定管理者指定の理由
福岡市立ももち福祉プラザは、障がいの種別や程度を問わず、介護から訓練まで幅広い支援を行う多機能型施設であり、強度行動障がい者の支援に関して、支援員養成のための研修や民間事業所と連携した共同支援など、本施設の設備や職員の支援技能を活用し、先駆的・モデル的な取り組みを行っている。
このような高度専門的支援とともに、先駆的事业に中立・公平性を活かして民間事業者と連携した取り組みが可能であるのは外郭団体である社会福祉法人福岡市社会福祉事業団以外にないため、指定管理者の候補者とするもの。
- (3) 福岡市障がい者保健福祉施設指定管理者選定・評価委員会
委員5名
 - ・[学 識 経 験 者] 松崎 佳子 (九州大学大学院人間環境学研究院教授)
 - ・[保健福祉施設有識者] 木高 徳典 (福岡県知的障害者福祉協会会長)
 - ・[地 域 福 祉] 末永 須磨子 (福岡市民生委員児童委員協議会常任理事)
 - ・[市保健福祉審議会委員] 高嶋 正章 (福岡市立生の松原特別支援学校校長)
 - ・[公 認 会 計 士] 升永 清朗 (あゆみ監査法人)
- (4) 選定経過
 - ・平成26年10月10日 福岡市障がい者保健福祉施設指定管理者選定・評価委員会の委員による施設見学
 - ・平成26年10月29日 選定・評価委員会開催
(申請者ヒアリング, 委員による協議, 最終選定)

(5) 評価項目

評価項目	配点 (100点満点)	評価の主な観点
A 市民の正当かつ公平な利用が確保されていること	20点	<ul style="list-style-type: none"> 施設の目的を理解しているか。 利用者である障がい者に配慮した取組みが示されているか。 管理運営への意欲があるか。 管理運営体制を整えているか。
B 施設の効用を十分発揮させるとともに、経費の縮減が図られること	40点	<ul style="list-style-type: none"> 一般就労や工賃の増額など、就労支援にかかる方策が示されているか。 開所日数や利用時間の増、送迎サービスの実施など園内生活全般についてサービスの充実策が示されているか。 グループホームや短期入所の活用等による保護者の負担軽減など、園外生活全般についてサービスの充実策が示されているか。 専門性・先駆性は発揮されているか。 効率的運営のための工夫がなされているか。 障がい者のニーズを把握しているか。 実現性の高い事業計画を示しているか。 収支予算書が妥当であるか。
C 施設の運営管理をするために必要な経済的基礎及び的確に遂行するために必要な能力が十分であること	30点	<ul style="list-style-type: none"> 管理運営に必要な職員の配置がなされているか。 職員の研修計画の内容はどうか。 経済的な安定性、信頼性がみられるか。 施設の維持管理の対応の内容はどうか。 事故や災害時の対応の内容はどうか。 個人情報の保護と管理対策、苦情処理の対応の内容はどうか。
D その他	10点	<ul style="list-style-type: none"> 他の施設や地域との交流等への取組みの内容はどうか。 施設の役割、内容を広く周知するための広報の取組みの内容はどうか。

(6) 採点結果

評価項目	配点 (100点満点×5人)	得点
A	100点 (20点×5人)	91点
B	200点 (40点×5人)	167点
C	150点 (30点×5人)	110点
D	50点 (10点×5人)	45点
合計 (得点率)	500点 (100%)	413点 (82.6%)

議案第230号

福岡市立心身障がい福祉センターに係る指定管理者の指定について

1 議案提出の理由

本市が設置する福岡市立心身障がい福祉センターの管理を行わせる指定管理者を指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものである。

2 議案の内容

- (1) 指定管理者に管理を行わせる公の施設
福岡市立心身障がい福祉センター
- (2) 指定管理者に指定する者
社会福祉法人 福岡市社会福祉事業団
- (3) 指定する期間
平成27年4月1日から平成32年3月31日まで

3 選定の概要

(1) 業務の内容

心身障がい児・者に対する医学的、心理学的見地等からの障がいの総合判定、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等に規定する「自立訓練（生活訓練）」、「自立訓練（機能訓練）」及び障がい児療育等に関する業務。当該施設本体及び附属設備の維持、修繕等に関する業務。

(2) 指定管理者指定の理由

福岡市立心身障がい福祉センターは、本市における障がい者支援、障がい児療育の中核的機能を有する複合施設であり、成人部門、児童部門、診療部門で構成し、成人、児童の両部門は、診断等を行う診療部門との連携を図り、医師、言語聴覚士、理学療法士、保育士などの多職種の職員が永年培ってきた技能を活かして高度専門的な支援を行っている。

このような専門的知識と経験を有する職員を安定的に確保し、幅広い年齢層の様々な障がい種別や重複障がいに対応できるのは、社会福祉法人福岡市社会福祉事業団以外にないため、指定管理者の候補者とするもの。

(3) 福岡市障がい者保健福祉施設指定管理者選定・評価委員会（成人部門）

委員5名

- ・[学 識 経 験 者] 松崎 佳子（九州大学大学院人間環境学研究院教授）
- ・[保健福祉施設有識者] 木高 徳典（福岡県知的障害者福祉協会会長）
- ・[地 域 福 祉] 末永 須磨子（福岡市民生委員児童委員協議会常任理事）
- ・[市保健福祉審議会委員] 高嶋 正章（福岡市立生の松原特別支援学校校長）
- ・[公 認 会 計 士] 升永 清朗（あゆみ監査法人）

(4) 福岡市立障がい児通園施設指定管理者選定・評価委員会（児童部門）

委員6名

- ・[学 識 経 験 者] 松崎 佳子（九州大学大学院人間環境学研究院教授）
- ・[学 識 経 験 者] 吉川 昌子（中村学園大学教育学部准教授）
- ・[弁 護 士] 石田 光史（あかつき法律事務所）
- ・[保 護 者 代 表] 兒玉 寛子（心身障がい福祉センター保護者代表）
- ・[関 係 機 関 代 表] 森 孝一（発達教育センター所長）
- ・[関 係 機 関 代 表] 藤林 武史（こども総合相談センター所長）

(5) 選定経過

①成人部門

- ・平成26年10月10日 福岡市障がい者保健福祉施設指定管理者選定・評価委員会の委員による施設見学
- ・平成26年10月29日 選定・評価委員会開催
(申請者ヒアリング, 委員による協議, 最終選定)

②児童部門

- ・平成26年10月22日 福岡市立障がい児通園施設指定管理者選定・評価委員会の委員による施設見学
- ・平成26年10月24日 選定・評価委員会開催
(申請者ヒアリング, 委員による協議, 最終選定)

(6) 評価項目

①成人部門

評価項目	配点 (100点満点)	評価の主な観点
A 市民の正当かつ公平な利用が確保されていること	20点	<ul style="list-style-type: none">・施設の目的を理解しているか。・利用者である障がい者に配慮した取組みが示されているか。・管理運営への意欲があるか。・管理運営体制を整えているか。
B 施設の効用を十分発揮させるとともに、経費の縮減が図られること	40点	<ul style="list-style-type: none">・診療部門における障がい者の相談, 診断・判定について, サービスの充実策が示されているか。・心身障がい者のリハビリを中心とした訓練, 教室等の事業について, サービスの充実策が示されているか。・障がい者の相談, 生活支援, 知識啓発について, サービスの充実策が示されているか。・専門性・先駆性は発揮されているか。・効率的運営のための工夫がなされているか。・障がい者のニーズを把握しているか。・実現性の高い事業計画を示しているか。・収支予算書が妥当であるか。
C 施設の運営管理をするために必要な経済的基礎及び的確に遂行するために必要な能力が十分であること	30点	<ul style="list-style-type: none">・管理運営に必要な職員の配置がなされているか。・職員の研修計画の内容はどうか。・経済的な安定性, 信頼性がみられるか。・施設の維持管理の対応の内容はどうか。・事故や災害時の対応の内容はどうか。・個人情報の保護と管理対策, 苦情処理の対応の内容はどうか。
D その他	10点	<ul style="list-style-type: none">・他の施設や地域との交流等への取組みの内容はどうか。・施設の役割, 内容を広く周知するための広報の取組みの内容はどうか。

②児童部門

評価項目	配点 (100点満点)	評価の主な観点
A 市民の正当かつ公平な利用が確保されていること	20点	<ul style="list-style-type: none"> ・管理運営する施設の目的を理解しているか。 ・利用者である障がい者に配慮した取組みが示されているか。 ・管理運営への意欲があるか。 ・管理運営体制を整えているか。
B 施設の効用を十分発揮させる事業計画であるとともにその実現性が高いこと	40点	<ul style="list-style-type: none"> ・医療部門における障がい児の相談、診断・判定について、サービスの充実策が示されているか。 ・心身障がい児の療育に関する事業について、サービスの充実策が示されているか。 ・中核的施設としての調整・支援機能の充実策が示されているか。 ・専門性・先駆性は発揮されているか。 ・効率的運営のための工夫がなされているか。 ・利用者のニーズを把握しているか。 ・実現性の高い事業計画を示しているか。 ・収支予算書が妥当であるか。
C 施設の運営管理をするために必要な経済的基礎及び的確に遂行するために必要な能力が十分であること	30点	<ul style="list-style-type: none"> ・管理運営に必要な職員の配置がなされているか。 ・職員の研修計画の内容はどうか。 ・経済的な安定性、信頼性がみられるか。 ・施設の維持管理の対応の内容はどうか。 ・事故や災害時の対応の内容はどうか。 ・個人情報の保護と管理対策、苦情解決の対応の内容はどうか。
D その他	10点	<ul style="list-style-type: none"> ・他の施設や地域との交流等への取組みの内容はどうか。 ・施設の役割、内容を広く周知するための広報の取組みの内容はどうか。

(7) 採点結果

評価項目	成人部門		児童部門	
	配点 (100点満点×5人)	得点	配点 (100点満点×6人)	得点
A	100点 (20点×5人)	82点	120点 (20点×6人)	105点
B	200点 (40点×5人)	154点	240点 (40点×6人)	197点
C	150点 (30点×5人)	116点	180点 (30点×6人)	139点
D	50点 (10点×5人)	38点	60点 (10点×6人)	46点
合計 (得点率)	500点 (100%)	390点 (78.0%)	600点 (100%)	487点 (81.2%)

議案第232号

福岡市立早良障がい者フレンドホームに係る指定管理者の指定について

1 議案提出の理由

本市が設置する福岡市立早良障がい者フレンドホームの管理を行わせる指定管理者を指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものである。

2 議案の内容

- (1) 指定管理者に管理を行わせる公の施設
福岡市立早良障がい者フレンドホーム
- (2) 指定管理者に指定する者
社会福祉法人 福岡市社会福祉事業団
- (3) 指定する期間
平成27年4月1日から平成32年3月31日まで

3 選定の概要

- (1) 業務の内容
障がい者を対象とした文化教養の講座，研修会及びレクリエーション等の実施に関すること，更生及び援護の相談に関すること等の事業に関する業務。当該施設本体及び附属設備の維持，修繕等に関する業務。
- (2) 指定管理者指定の理由
福岡市立早良障がい者フレンドホームは，福岡市立ももち福祉プラザとの複合（合築）施設であり，同一の指定管理者が管理運営を行うことにより，円滑な施設運営，共同事業の実施，災害など非常時における円滑な対応，所長兼務による職員削減などを通じて，利用者のサービス向上や効率的な管理運営が可能となることから，社会福祉法人福岡市社会福祉事業団を指定管理者の候補者とするもの。
- (3) 福岡市障がい者保健福祉施設指定管理者選定・評価委員会
委員5名
 - ・[学 識 経 験 者] 松崎 佳子 （九州大学大学院人間環境学研究院教授）
 - ・[保健福祉施設有識者] 木高 徳典 （福岡県知的障害者福祉協会会長）
 - ・[地 域 福 祉] 末永 須磨子 （福岡市民生委員児童委員協議会常任理事）
 - ・[市保健福祉審議会委員] 高嶋 正章 （福岡市立生の松原特別支援学校校長）
 - ・[公 認 会 計 士] 升永 清朗 （あゆみ監査法人）
- (4) 選定経過
 - ・平成26年10月10日 福岡市障がい者保健福祉施設指定管理者選定・評価委員会の委員による施設見学
 - ・平成26年10月29日 選定・評価委員会開催
（申請者ヒアリング，委員による協議，最終選定）

(5) 評価項目

評価項目	配点 (100点満点)	評価の主な観点
A 市民の正当かつ公平な利用が確保されていること	20点	<ul style="list-style-type: none"> 施設の目的を理解しているか。 利用者である障がい者に配慮した取組みが示されているか。 管理運営への意欲があるか。 管理運営体制を整えているか。
B 施設の効用を十分発揮させるとともに、経費の縮減が図られること	40点	<ul style="list-style-type: none"> 文化・スポーツ・レクリエーション教室の実施に関して、サービスの充実策が示されているか。 更生相談について、サービスの充実策が示されているか。 文化教室以外の施設主催の企画・イベントに関して、サービスの充実策が示されているか。 専門性・先駆性は発揮されているか。 効率的運営のための工夫がなされているか。 障がい者のニーズを把握しているか。 実現性の高い事業計画を示しているか。 収支予算書が妥当であるか。
C 施設の運営管理をするために必要な経済的基礎及び的確に遂行するために必要な能力が十分であること	30点	<ul style="list-style-type: none"> 管理運営に必要な職員の配置がなされているか。 職員の研修計画の内容はどうか。 経済的な安定性、信頼性がみられるか。 施設の維持管理の対応の内容はどうか。 事故や災害時の対応の内容はどうか。 個人情報の保護と管理対策、苦情処理の対応の内容はどうか。
D その他	10点	<ul style="list-style-type: none"> 他の施設や地域との交流等への取組みの内容はどうか。 施設の役割、内容を広く周知するための広報の取組みの内容はどうか。

(6) 採点結果

評価項目	配点 (100点満点×5人)	得点
A	100点 (20点×5人)	86点
B	200点 (40点×5人)	170点
C	150点 (30点×5人)	109点
D	50点 (10点×5人)	43点
合計 (得点率)	500点 (100%)	408点 (81.6%)

議案第233号

福岡市立西障がい者フレンドホームに係る指定管理者の指定について

1 議案提出の理由

本市が設置する福岡市立西障がい者フレンドホームの管理を行わせる指定管理者を指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものである。

2 議案の内容

- (1) 指定管理者に管理を行わせる公の施設
福岡市立西障がい者フレンドホーム
- (2) 指定管理者に指定する者
社会福祉法人 福岡市社会福祉事業団
- (3) 指定する期間
平成27年4月1日から平成32年3月31日まで

3 選定の概要

- (1) 業務の内容
障がい者を対象とした文化教養の講座，研修会及びレクリエーション等の実施に関すること，更生及び援護の相談に関すること等の事業に関する業務。当該施設本体及び附属設備の維持，修繕等に関する業務。
- (2) 指定管理者指定の理由
福岡市立西障がい者フレンドホームは，福岡市立西部療育センター（こども未来局所管）との複合（合築）施設であり，同一の指定管理者が管理運営を行うことにより，円滑な施設運営，共同事業の実施，災害など非常時における円滑な対応，所長兼務による職員削減などを通じて，利用者のサービス向上や効率的な管理運営が可能となることから，社会福祉法人福岡市社会福祉事業団を指定管理者の候補者とするもの。
- (3) 福岡市障がい者保健福祉施設指定管理者選定・評価委員会
委員5名
 - ・[学 識 経 験 者] 松崎 佳子 （九州大学大学院人間環境学研究院教授）
 - ・[保健福祉施設有識者] 木高 徳典 （福岡県知的障害者福祉協会会長）
 - ・[地 域 福 祉] 末永 須磨子 （福岡市民生委員児童委員協議会常任理事）
 - ・[市保健福祉審議会委員] 高嶋 正章 （福岡市立生の松原特別支援学校校長）
 - ・[公 認 会 計 士] 升永 清朗 （あゆみ監査法人）
- (4) 選定経過
 - ・平成26年10月29日 福岡市障がい者保健福祉施設指定管理者選定・評価委員会開催（申請者ヒアリング，委員による協議，最終選定）

(5) 評価項目

評価項目	配点 (100点満点)	評価の主な観点
A 市民の正当かつ公平な利用が確保されていること	20点	<ul style="list-style-type: none"> 施設の目的を理解しているか。 利用者である障がい者に配慮した取組みが示されているか。 管理運営への意欲があるか。 管理運営体制を整えているか。
B 施設の効用を十分発揮させるとともに、経費の縮減が図られること	40点	<ul style="list-style-type: none"> 文化・スポーツ・レクリエーション教室の実施に関して、サービスの充実策が示されているか。 更生相談について、サービスの充実策が示されているか。 文化教室以外の施設主催の企画・イベントに関して、サービスの充実策が示されているか。 専門性・先駆性は発揮されているか。 効率的運営のための工夫がなされているか。 障がい者のニーズを把握しているか。 実現性の高い事業計画を示しているか。 収支予算書が妥当であるか。
C 施設の運営管理をするために必要な経済的基礎及び的確に遂行するために必要な能力が十分であること	30点	<ul style="list-style-type: none"> 管理運営に必要な職員の配置がなされているか。 職員の研修計画の内容はどうか。 経済的な安定性、信頼性がみられるか。 施設の維持管理の対応の内容はどうか。 事故や災害時の対応の内容はどうか。 個人情報の保護と管理対策、苦情処理の対応の内容はどうか。
D その他	10点	<ul style="list-style-type: none"> 他の施設や地域との交流等への取組みの内容はどうか。 施設の役割、内容を広く周知するための広報の取組みの内容はどうか。

(6) 採点結果

評価項目	配点 (100点満点×5人)	得点
A	100点 (20点×5人)	83点
B	200点 (40点×5人)	161点
C	150点 (30点×5人)	112点
D	50点 (10点×5人)	39点
合計 (得点率)	500点 (100%)	395点 (79.0%)

議案第234号

福岡市立障がい者スポーツセンターに係る指定管理者の指定について

1 議案提出の理由

本市が設置する福岡市立障がい者スポーツセンターの管理を行わせる指定管理者を指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものである。

2 議案の内容

- (1) 指定管理者に管理を行わせる公の施設
福岡市立障がい者スポーツセンター
- (2) 指定管理者に指定する者
社会福祉法人 福岡市社会福祉事業団
- (3) 指定する期間
平成27年4月1日から平成32年3月31日まで

3 選定の概要

- (1) 業務の内容
心身障がい者に対するスポーツ及びレクリエーション活動のための施設の提供、その指導及び普及等に関する業務。当該施設本体及び附属設備の維持、修繕等に関する業務。
- (2) 指定管理者指定の理由
福岡市立障がい者スポーツセンターは、障がい者がスポーツを楽しむ場所の提供に止まらず、施設での主催事業の実施や主催事業以外の大会の運営サポート、競技選手育成、指導者育成、スポーツ教室開催、指導者派遣など、幅広く事業を行っており、福岡市内はもとより福岡県、九州管内における障がい者スポーツの指導や普及、指導者育成の中心施設である。
障がい者スポーツの指導や選手の育成においては、指導員資格の有無や技術的指導のみならず、選手一人ひとりの障がいの状態の把握や心理面への配慮が必要であり、専門的知識と経験を有する職員の配置が必要であるが、この条件を満たす事業者は、社会福祉法人福岡市社会福祉事業団以外にないため、指定管理者の候補者とするもの。
- (3) 福岡市障がい者保健福祉施設指定管理者選定・評価委員会
委員5名
 - ・[学 識 経 験 者] 松崎 佳子 (九州大学大学院人間環境学研究院教授)
 - ・[保健福祉施設有識者] 木高 徳典 (福岡県知的障害者福祉協会会長)
 - ・[地 域 福 祉] 末永 須磨子 (福岡市民生委員児童委員協議会常任理事)
 - ・[市保健福祉審議会委員] 高嶋 正章 (福岡市立生の松原特別支援学校校長)
 - ・[公 認 会 計 士] 升永 清朗 (あゆみ監査法人)
- (4) 選定経過
 - ・平成26年10月10日 福岡市障がい者保健福祉施設指定管理者選定・評価委員会の委員による施設見学
 - ・平成26年10月29日 選定・評価委員会開催 (申請者ヒアリング, 委員による協議, 最終選定)

(5) 評価項目

評価項目	配点 (100点満点)	評価の主な観点
A 市民の正当かつ公平な利用が確保されていること	20点	<ul style="list-style-type: none"> 施設の目的を理解しているか。 利用者である障がい者に配慮した取組みが示されているか。 管理運営への意欲があるか。 管理運営体制を整えているか。
B 施設の効用を十分発揮させるとともに、経費の縮減が図られること	40点	<ul style="list-style-type: none"> 障がい者のスポーツ及びレクリエーション活動のための施設の提供について、サービスの充実策が示されているか。 障がい者のスポーツ及びレクリエーション活動の指導、普及について、サービスの充実策が示されているか。 障がい者のスポーツ及びレクリエーション活動の指導者・支援者の育成について、充実策が示されているか。 専門性・先駆性は発揮されているか。 効率的運営のための工夫がなされているか。 障がい者のニーズを把握しているか。 実現性の高い事業計画を示しているか。 収支予算書が妥当であるか。
C 施設の運営管理をするために必要な経済的基礎及び的確に遂行するために必要な能力が十分であること	30点	<ul style="list-style-type: none"> 管理運営に必要な職員の配置がなされているか。 職員の研修計画の内容はどうか。 経済的な安定性、信頼性がみられるか。 施設の維持管理の対応の内容はどうか。 事故や災害時の対応の内容はどうか。 個人情報の保護と管理対策、苦情処理の対応の内容はどうか。
D その他	10点	<ul style="list-style-type: none"> 他の施設や地域との交流等への取組みの内容はどうか。 施設の役割、内容を広く周知するための広報の取組みの内容はどうか。

(6) 採点結果

評価項目	配点 (100点満点×5人)	得点
A	100点 (20点×5人)	86点
B	200点 (40点×5人)	163点
C	150点 (30点×5人)	109点
D	50点 (10点×5人)	40点
合計 (得点率)	500点 (100%)	398点 (79.6%)